

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 「初めて製造免許を受けた者」の意義</p> <p>(1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成25年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成25年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間に、酒税法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。</p> <p>なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(2) 平成25年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて平成25年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成25年4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。</p> <p>3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義</p> <p>措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》</p>	<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 「初めて製造免許を受けた者」の意義</p> <p>(1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成25年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成25年4月1日から<u>平成28年3月31日</u>までの間に、酒税法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。</p> <p>なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(2) 平成25年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて平成25年4月1日から<u>平成28年3月31日</u>までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成25年4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。</p> <p>3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義</p> <p>措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》</p>

改 正 後	改 正 前												
<p>第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。</p> <p>(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th> <th>最大適用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月1日に免許を受けた場合</td> <td>平成25年4月分から平成30年4月分</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月31日に免許を受けた場合</td> <td>平成30年3月分から平成35年3月分</td> </tr> </tbody> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	平成25年4月1日に免許を受けた場合	平成25年4月分から平成30年4月分	平成30年3月31日に免許を受けた場合	平成30年3月分から平成35年3月分	<p>第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。</p> <p>(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th> <th>最大適用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月1日に免許を受けた場合</td> <td>平成25年4月分から平成30年4月分</td> </tr> <tr> <td>平成28年3月31日に免許を受けた場合</td> <td>平成28年3月分から平成33年3月分</td> </tr> </tbody> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	平成25年4月1日に免許を受けた場合	平成25年4月分から平成30年4月分	平成28年3月31日に免許を受けた場合	平成28年3月分から平成33年3月分
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
平成25年4月1日に免許を受けた場合	平成25年4月分から平成30年4月分												
平成30年3月31日に免許を受けた場合	平成30年3月分から平成35年3月分												
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
平成25年4月1日に免許を受けた場合	平成25年4月分から平成30年4月分												
平成28年3月31日に免許を受けた場合	平成28年3月分から平成33年3月分												
<p>第7編の2 構造改革特別区域法関係</p> <p>第28条 酒税法の特例</p> <p>第1項及び第2項関係</p> <p>1 「農業者」の範囲</p> <p>構造特区法第28条第1項に規定する「農業者」には、農業を営業者のほか、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>(1) 構造特区規則第1条第1項第1号又は同条第2項第1号に規定する農業経営者の<u>世帯員等</u>で、当該農業経営者の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該<u>生産に従事する農地の所在地の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下第7編の2及び第7編の3において同じ。）から証明を受けた者に限る。）</u></p> <p>(2) 構造特区規則第1条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する<u>農地所有適格法人</u>の組合員等で、当該<u>農地所有適格法人</u>の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該<u>生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明を受けた者に限る。）</u></p> <p>2 「当該果実」の範囲</p> <p>構造特区規則第1条第1項第1号又は第2号に掲げる「当該果実」には、同項第1号に規定する農業経営者又は同項第2号に規定する<u>農地所有適格法人</u>が生産した果実のうち、同項第1号に規定する農業経営者の<u>世帯員等</u>又は同項第2号に規定する<u>農地所有適格法人</u>の組合員等がその生産に直接従事したもの及びこれと同一の種類の</p>	<p>第7編の2 構造改革特別区域法関係</p> <p>第28条 酒税法の特例</p> <p>第1項及び第2項関係</p> <p>1 「農業者」の範囲</p> <p>構造特区法第28条第1項に規定する「農業者」には、農業を営業者のほか、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>(1) 構造特区規則第1条第1項第1号又は同条第2項第1号に規定する農業経営者の<u>同居親族等</u>で、当該農業経営者の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該<u>農業経営者の確認を受けた者に限る。）</u></p> <p>(2) 構造特区規則第1条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する<u>農業生産法人</u>の組合員等で、当該<u>農業生産法人</u>の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該<u>農業生産法人の確認を受けた者に限る。）</u></p> <p>2 「当該果実」の範囲</p> <p>構造特区規則第1条第1項第1号又は第2号に掲げる「当該果実」には、同項第1号に規定する農業経営者又は同項第2号に規定する<u>農業生産法人</u>が生産した果実のうち、同項第1号に規定する農業経営者の<u>同居親族等</u>又は同項第2号に規定する<u>農業生産法人</u>の組合員等がその生産に直接従事したもの及びこれと同一の種類のものが</p>												

改正後	改正前
<p>ものが含まれる。</p> <p>また、同項第3号に掲げる「当該果実」は同号に規定する自ら生産した果実と同一の種類のものとする。</p> <p>これらの場合において、同一の種類の実果かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。</p>	<p>含まれる。</p> <p>また、同項第3号に掲げる「当該果実」は同号に規定する自ら生産した果実と同一の種類のものとする。</p> <p>これらの場合において、同一の種類の実果かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。</p>